

福山市議会議員政治倫理条例及び逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、福山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、市民の厳粛な信託に応え、もって清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員の政治倫理について福山市議会基本条例第22条第2項により別に定めることとされており、その基本事項を定めることにより、議員は政治倫理の確立に努めるとともに、市民の厳粛な信託に応え、民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的として定めています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑を解明しなければならない。

【解説】

第1項

議員自らが、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めることを規定しています。

第2項

本条例の倫理基準等に反するとの疑惑を持たれたときには、自らその疑惑を解明することを規定しています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

(2) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

- (3) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (4) 市が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 市の職員の採用、昇格及び人事異動に関して、議員の地位による影響力を行使しないこと。
- (7) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。

【解説】

議員が遵守すべき政治倫理基準の具体的項目を規定しています。

- (1) 市民の信頼を損なう行為の禁止
- (2) 公正を疑われるような金品の授受の禁止
- (3) 政治的・道義的な批判を受けるような寄附の受領禁止
- (4) 市が行う許認可等の処分などに関して特定の個人等に有利・不利となるように職員に働きかける行為の禁止
 - ・「請負その他の契約」とは、公共工事請負契約、業務委託契約、不動産・物品売買契約などをいう。
- (5) 市職員の職務執行を妨げ、市職員が持つ権限又は影響力を不正に行使するように職員に働きかける行為の禁止
 - ・「職員」とは、正規職員のみならず、嘱託職員や臨時職員も含む。(次号同じ。)
- (6) 市職員の採用候補者試験や昇格、人事異動に関して、議員の地位による影響力の行使の禁止
- (7) 市へ納付すべき市税などの確実な納付義務

なお、本条で規定している「市」とは、市の外郭団体や出資団体も全て含むものとする。(第4条及び第5条において同じ。)

(補助等を受けている団体の長への就任)

第4条 議員は、市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体

の長に就任しないように努めること。ただし、その職に帰する一切の報酬を受けていない場合を除く。

2 議員は、前項に規定する団体から報酬を受領する役員に就任し、又はその職を離職し、若しくは異動があったときは、遅滞なく議長にその旨を届け出なくてはならない。

3 議長は、前項の規定により提出された届出を公表するものとする。

【解説】

第1項

議員は、補助金の予算に係る議会の議決に関与することから、市から補助等を受けている団体の有報酬(所得税法第36条の適用を受ける「現物給与」を受けることを含む。)の長に就任しないよう努めることを規定しています。

・「補助又は助成を受けている団体」とは、市が交付する補助金、助成金及び利子補給金を受けている団体をいう。

第2項

有報酬の役員に就任したときや離職・異動があったときの議長への報告を義務づけています。

・「役員」とは、地方自治法第92条の2に規定する役員をいう。

第3項

議長は上記の報告内容を公表すると規定しています。

なお、公表の方法は、市のホームページ及び議会だよりとする。(以下同じ。)

(工事請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

【解説】

地方自治法第92条の2では、議員本人の兼業禁止を規定していますが、ここでは議員の配偶者や2親等以内の親族が経営する企業でも、実質的に議員がその企業の経営に関与している場合は、議員は地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、市との工事請負契約等に関し、疑惑を持たれないよう努力することを規定しています。

・「工事請負契約等」とは、第3条第4項の「請負その他の契約」をいう。
(第6条において同じ。)

(除斥の議員名及び事件名の公表)

第6条 議長は、市が締結する工事請負契約等に関する議事において、地方自治法第117条及び福山市議会委員会条例（平成14年条例第31号）第29条の規定（次項においてこれらを「除斥規定」という。）により除斥された議員及び事件名を公表するものとする。

2 除斥規定により除斥される議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

【解説】

第1項

本会議又は委員会において、市との工事請負契約等の契約議事を審議する際に、地方自治法第117条等の規定により除斥の対象となる場合は、議長はその議員名と事件名を議員と直接の利害関係のある事件として公表することを規定しています。

第2項

除斥となる議員は、事前に除斥対象となる旨を届け出る義務を規定しています。

(審査の請求)

第7条 議員について第3条から前条までの規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員の定数の8分の1以上かつ、2以上の会派（3人以上の議員をもって構成する会派に限る。）の議員の連署をもって、それぞれの代表者（以下「審査請求代表者」という。）から、違反する疑いがあることを証する資料を添付して、審査請求書により議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 前項の議員の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。

【解説】

政治倫理基準等に違反する行為の疑いがあった場合、市民と議員の政治倫

理審査会の審査請求の要件を規定しています。

第1項

審査の請求は、市民では有権者の100分の1以上の者の連署、議員では定数の8分の1以上かつ2以上の会派の議員の連署をもって、代表者から違反の疑いを証する資料を添付した審査請求書により行うことを規定しています。

第2項

議員の選挙権を有する者とは、直近の選挙人名簿に登載された者としてい

(審査会の設置)

第8条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会に福山市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。

3 審査会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、議員のうちから議長が指名する。

5 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。

6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

【解説】

第1項

議長は、前条の規定により審査の請求があった場合、速やかに審査会の設置を行うことを規定しています。

第2項

審査会の存続時期を当該審査が終了するまでと規定しています。

なお、議員の任期が満了した場合、議会が解散した場合等においても審査会は存続します。

第3項から第5項まで

審査会は議員のうちから議長が指名する10人以内の委員で組織され、任期は当該審査終了までと規定しています。

第6項から第8項まで

委員長及び副委員長について、人数、選出方法及び職務を規定しています。

第9項

委員は公正不偏の立場で審査する義務があることを規定しています。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)につき、第3条から第6条までの規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 6 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。
- 7 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。
- 8 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

【解説】

第1項から第3項まで

審査会の招集権者、定足数及び議事に関する成立要件を規定しています。

第4項

違反した場合の措置とその同意要件を規定しています。

第5項及び第6項

審査に必要な審査会の権限と義務を規定しています。

第7項

被審査議員の審査会に対する協力義務を規定しています。

第8項

会議の公開を原則とし、非公開とする条件を規定しています。

(守秘義務)

第10条 委員及び議員は、第8条第1項に規定する審査に関して知り得た秘密を議員以外に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【解説】

委員及び委員でない他の議員並びに議員を辞した者に対して、非公開とされた会議の内容及び資料等を議員以外に漏らしてはならない義務を規定しています。

(議長への報告等)

第11条 審査会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

2 審査会は、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう議長に求めることができる。

【解説】

第1項

審査結果について、審査会から議長に報告することを規定しています。

第2項

審査の結果、議員の名誉回復が必要な場合、必要な措置を講ずるよう議長に求めることができることを規定しています。

(審査の結果の通知及び公表)

第12条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査請求代表者及び被審査議員に対して審査の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

【解説】

議長には、審査会から報告を受けた審査結果を審査請求代表者等に通知するとともに公表する義務があることを規定しています。

(意見書の提出)

第13条 被審査議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書の全部又は概要を併せて前条に規定する公表を行うものとする。

【解説】

第1項

被審査議員には、議長から審査結果の通知を受けたときに、意見書を提出できる権利があることを規定しています。

第2項

被審査議員から意見書が提出されたときに、議長は意見書と審査結果を併せて公表することを規定しています。

(議長の措置)

第14条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会に諮り必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【解説】

第1項

審査会の報告を受けた議長は、審査会の措置内容等を尊重し、議会に諮り所要の措置を講じ、もって議会の名誉と品位を守るよう規定しています。

議会に諮る方法は、全員協議会を想定しています。

第2項

講じた措置を公表する議長の義務を規定しています。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、議長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要となる事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。